

環境衛生のお知らせ

9/20～26は

動物愛護週間です

動物にも家族の愛情と  
思いやりをもって

動物愛護週間とは、動物を愛する気持ちとペットなどの正しい飼い方について、もっと関心を持ってもらう目的で設けられたものです。

犬・猫が迷子になったら…

逃げた犬・猫を探している飼主の方、犬・猫を保護している方は、次の3カ所に連絡しましょう。

県北保健福祉事務所

☎024(534)4305

二本松警察署

☎(23)1212

二本松市役所生活環境課

☎(55)5103

または各支所地域振興課



鑑札・注射済票

犬を飼育している飼主の方は、登録の際に配布された鑑札、狂犬病の注射の際に配布された注射済票を犬の首輪等に付けておいてください。

これらの番号により、万一迷子になってしまった場合に飼い主が見つかります。

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の飼主は、狂犬病予防法に基づき、市の登録をしてください。



狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。この病

気は、中国や韓国などの隣国でも発生しており、発症すると効果的な治療はなく、ほぼ100%死亡してしまいます。

飼主と愛犬を守るため、必ず毎年狂犬病予防注射を受けさせてください。

マナーを守って飼いましょう

近年、犬の無駄ほえの苦情が多くなっています。無駄ほえの原因を取り除き根気よくしつけることが大切です。ご近所の迷惑にならないようお願いします。

散歩中にふんをさせたときは、必ず家に持ち帰って処理しましょう。

子犬・子猫が生まれたとき、すぐに新しい飼い主が見つかるとは限りません。飼うことができない犬・猫を増やさな

いために、オス・メスともに不妊手術が重要です。猫は近隣への迷惑防止のためにも、室内飼育をおすすめ

9月は「不法投棄防止  
強調月間」です！

きれいな住みよい地域づくりのため、市では、不法投棄の禁止を呼び掛けています。

しかしながら、道路脇や待避所などに、空き缶やビニール袋に入ったごみなどのポイ捨てが多く見られます。

また、林道の法面などには、家電製品、タイヤ、車両部品

など大量のごみが捨てられています。これらは全て「不法投棄」です。

一人ひとりが、「不法投棄」は「犯罪」であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」との意識を持ちましょう。



不法投棄は「犯罪」です！

市では、環境衛生監視員および市民の方から通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあっては、3億円以下の罰金)となります。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

ありがとう  
心静かに手を合わす。

☎0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

社の中の斎場

己ほう風りん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1  
ほうりん法苑ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377  
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1  
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7  
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960